

令和5年第2回市議会定例会 審議案件一覧表

〈追加〉

No.	議案 番号	件名	担当所属
1	議案 49	令和5年度鴨川市一般会計補正予算（第3号）	企 画 総 務 部 財 政 課
2	発議案 8	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について	文 教 厚 生 常 任 委 員 会
3	発議案 9	国における2024年度教育予算拡充に関する意見書について	文 教 厚 生 常 任 委 員 会

〈当初〉

No.	議案 番号	件名	担当所属
1	議案 30	専決処分の承認を求めることについて（鴨川市税条例の一部を改正する条例）	企 画 総 務 部 税 務 課
2	議案 31	専決処分の承認を求めることについて（鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	企 画 総 務 部 税 務 課
3	議案 32	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度鴨川市一般会計補正予算（第1号））	企 画 総 務 部 財 政 課
4	議案 33	鴨川市税条例の一部を改正する条例の制定について	企 画 総 務 部 税 務 課
5	議案 34	鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	市 民 福 祉 部 子 ども 支 援 課
6	議案 35	鴨川市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	建 設 経 済 部 ス ポー ツ 振 興 課
7	議案 36	令和5年度鴨川市一般会計補正予算（第2号）	企 画 総 務 部 財 政 課
8	議案 37	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企 画 総 務 部 総 務 課
9	議案 38	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企 画 総 務 部 総 務 課
10	議案 39	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企 画 総 務 部 総 務 課

11	議案 40	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企 画 総 務 部 総 務 課
12	議案 41	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企 画 総 務 部 総 務 課
13	議案 42	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企 画 総 務 部 総 務 課
14	議案 43	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企 画 総 務 部 総 務 課
15	議案 44	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企 画 総 務 部 総 務 課
16	議案 45	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企 画 総 務 部 総 務 課
17	議案 46	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企 画 総 務 部 総 務 課
18	議案 47	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企 画 総 務 部 総 務 課
19	議案 48	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企 画 総 務 部 総 務 課
20	諮問 1	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	企 画 総 務 部 総 務 課
21	諮問 2	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	企 画 総 務 部 総 務 課
22	報告 1	令和4年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	企 画 総 務 部 財 政 課
23	報告 2	令和4年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について	水 道 課

議案第 49 号

令和 5 年度鴨川市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度鴨川市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 102,654 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,689,047 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 5 年 6 月 30 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,182,230	13,960	2,196,190
	2 国庫補助金	979,536	13,960	993,496
16 県支出金		1,046,456	21,264	1,067,720
	2 県補助金	379,582	21,264	400,846
19 繰入金		1,293,451	5,830	1,299,281
	2 基金繰入金	1,292,727	5,830	1,298,557
22 市債		921,570	61,600	983,170
	1 市債	921,570	61,600	983,170
歳入	合計	17,586,393	102,654	17,689,047

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		5,937,832	37,864	5,975,696
	2 児童福祉費	2,222,572	37,864	2,260,436
10 教育費		1,685,801	64,790	1,750,591
	6 保健体育費	895,585	64,790	960,375
歳 出	合 計	17,586,393	102,654	17,689,047

第2表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(仮称) 総合運動施設交流棟整備事業	184,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。	245,800	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
計	184,200				245,800			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	2,182,230	13,960	2,196,190
16 県支出金	1,046,456	21,264	1,067,720
19 繰入金	1,293,451	5,830	1,299,281
22 市債	921,570	61,600	983,170
歳入合計	17,586,393	102,654	17,689,047

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	5,937,832	37,864	5,975,696	35,224			2,640
10 教育費	1,685,801	64,790	1,750,591		61,600		3,190
歳 出 合 計	17,586,393	102,654	17,689,047	35,224	61,600		5,830

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
1 総務費国庫補助金	475,886	13,960	489,846	1 総務管理費補助金	13,960	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金	13,960
計	979,536	13,960	993,496				

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	117,823	21,264	139,087	2 児童福祉費補助金	21,264	千葉県子どもの成長応援臨時給付金給付事業費補助金 千葉県子どもの成長応援臨時給付金給付事務費補助金	18,650 2,614
計	379,582	21,264	400,846				

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	621,468	5,830	627,298	1 財政調整基金繰入金	5,830	財政調整基金繰入金	5,830
計	1,292,727	5,830	1,298,557				

(款) 22 市債

(項) 1 市債

8 教育債	200,800	61,600	262,400	5 保健体育債	61,600	(仮称) 総合運動施設交流棟整備事業債	61,600
計	921,570	61,600	983,170				

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総務費	288,055	37,864	325,919	35,224			2,640	1 報酬	428	●子育て世帯生活支援給付金支給事業（物価高騰対策） 37,864 1 報酬 428 ・会計年度任用職員報酬 428 3 職員手当等 300 ・時間外勤務手当 300 4 共済費 70 ・会計年度任用職員社会保険料 70 8 旅費 16 ・費用弁償 16 10 需用費 227 ・消耗品費 56 ・印刷製本費 171 11 役務費 973 ・郵便料 588 ・口座振込手数料 385 12 委託料 2,200 ・システム改修委託料 2,200 18 負担金、補助及び交付金 33,650 ・子育て世帯生活支援給付金（物価高騰対策） 33,650
								3 職員手当等	300	
								4 共済費	70	
								8 旅費	16	
								10 需用費	227	
								11 役務費	973	
								12 委託料	2,200	
								18 負担金、補助及び交付金	33,650	
計	2,222,572	37,864	2,260,436	35,224			2,640			

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

2 体育施設費	539,892	64,790	604,682		61,600		3,190	14 工事請負費	64,790	●総合運動施設整備事業 14 工事請負費 64,790 ・（仮称）総合運動施設交流棟整備工事 64,790
計	895,585	64,790	960,375		61,600		3,190			

給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	367 (367)	328,552	1,483,169	825,245	2,636,966	543,189	3,180,155	
補正前	367 (367)	328,124	1,483,169	824,945	2,636,238	543,119	3,179,357	
比較	0 (0)	428	0	300	728	70	798	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後	37,572	24,798	4,665	110,230	7,787	535	24,465	344,430	256,603	14,160	0	0	825,245
	補正前	37,572	24,798	4,665	109,930	7,787	535	24,465	344,430	256,603	14,160	0	0	824,945
	比較	0	0	0	300	0	0	0	0	0	0	0	0	300

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	0 (355)	328,552	0	28,699	357,251	65,440	422,691	
補正前	0 (355)	328,124	0	28,699	356,823	65,370	422,193	
比較	0 (0)	428	0	0	428	70	498	

※ () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	宿日直手当	夜間勤務手当	合計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職員手当の内訳	補正後	0	0	0	0	0	0	0	28,699	0	0	0	0	28,699
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	28,699	0	0	0	0	28,699
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	300	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	300	時間外勤務手当の増額	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
令和 5年5月1日 現在	平均給料月額(円)	331,112	333,997	302,069		319,933	311,400
	平均給与月額(円)	372,095	359,207	331,523		468,319	368,440
	平均年齢月数(歳)	44.0	55.0	41.7		46.7	42.8
令和 5年5月1日 現在	平均給料月額(円)	331,112	333,997	302,069		319,933	311,400
	平均給与月額(円)	372,095	359,207	331,523		468,319	368,440
	平均年齢月数(歳)	44.0	55.0	41.7		46.7	42.8

イ 初任給

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
鴨川市	高校卒	(円) 158,900	(円) 150,100 ~ 169,800	短大卒 (円) 180,700	(円)	短大卒 (円) 173,700	旧中5卒 (円) 175,600
	大学卒	185,200		197,500		191,500	218,600
国	高校卒	154,600	151,900	短大卒 193,000		短大卒 170,500	旧中5卒 169,900
	大学卒	185,200		220,100		191,500	216,000

ウ 級別職員数

区分		行政職給料表適用職員				教育職給料表 適用職員		医療職給料表 (一) 適用職員		医療職給料表 (二) 適用職員		医療職給料表 (三) 適用職員	
		一般行政職		技能労務職		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)								
令和 5年5月1日 現在	8級	5	2.1										
	7級	22	9.0										
	6級	29	11.9										
	5級	70	28.8						2	66.7	1	11.1	
	4級	41	16.9								2	22.2	
	3級	41 (3)	16.9 (100.0)	34	97.1	8	10.8					2	22.2
	2級	20	8.2	1 (5)	2.9 (100.0)	66	89.2			1	33.3	4 (2)	44.5 (100.0)
	1級	15	6.2			(1)	(100.0)						
	計	243 (3)	100.0 (100.0)	35 (5)	100.0 (100.0)	74 (1)	100.0 (100.0)			3	100.0	9 (2)	100.0 (100.0)
令和 5年5月1日 現在	8級	5	2.1										
	7級	22	9.0										
	6級	29	11.9										
	5級	70	28.8						2	66.7	1	11.1	
	4級	41	16.9								2	22.2	
	3級	41 (3)	16.9 (100.0)	34	97.1	8	10.8					2	22.2
	2級	20	8.2	1 (5)	2.9 (100.0)	66	89.2			1	33.3	4 (2)	44.5 (100.0)
	1級	15	6.2			(1)	(100.0)						
	計	243 (3)	100.0 (100.0)	35 (5)	100.0 (100.0)	74 (1)	100.0 (100.0)			3	100.0	9 (2)	100.0 (100.0)

※ () 内は再任用短時間勤務職員の外書き

(級別の基準となる職務)

区分	行政職給料表 適用職員	教育職給料表 適用職員	医療職給料表(一) 適用職員	医療職給料表(二) 適用職員	医療職給料表(三) 適用職員
8級	部長、参事、事務局長、 教育次長				
7級	課長、会計管理者、所長 事務局長、支所長、主幹				
6級	課長補佐、次長				
5級	係長、主査			係長、主査	保健師長、看護師長 係長、主査
4級	副主査			主任技師、主査	看護師長、主任保健師 主任看護師、主査
3級	主任主事、主任技師	園長 係長、主査		技師	主任保健師、主任看護師 保健師、看護師
2級	主事、技師	副園長、主任保育士、保育士 主任保育教諭、保育教諭		技師	保健師、看護師 准看護師
1級	主事、技師	保育士、保育教諭		技師	准看護師

エ 昇給

区分	合計	行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
職員数 (A) (人)	364	243	35	74		3	9
昇給に係る職員数 (B) (人)	292	203	15	63		2	9
号給数別内訳	1号給 (人)						
	2号給 (人)	3	3				
	3号給 (人)	11	7	1	1		2
	4号給 (人)	278	193	14	62	2	7
	5号給 (人)						
	6号給 (人)						
	7号給 (人)						
	8号給 (人)						
比率 (B) / (A) (%)	80.2	83.5	42.9	85.1		66.7	100.0

備考 令和5年4月1日現在

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	2.20 (1.15)	2.20 (1.15)	4.40 (2.30)	有	
補正前	2.20 (1.15)	2.20 (1.15)	4.40 (2.30)	有	
国の制度	2.20 (1.15)	2.20 (1.15)	4.40 (2.30)	有	

※（）内は再任用職員の支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率 (%) (令和5年5月1日現在)	0.26
支給対象職員の比率 (%) (令和5年5月1日現在)	9.33
代表的な特殊勤務手当の名称	清掃作業等手当

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	異	・ 乗用車等を使用する場合 単価及び支給限度額が国と異なる

(資料2)

議案第49号

令和5年度鴨川市一般会計補正予算(第3号)

1 提案理由

令和5年度鴨川市一般会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算(第3号)を調製したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 歳入歳出補正

ア 歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
15 国庫支出金	2,182,230	13,960	2,196,190	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金
16 県支出金	1,046,456	21,264	1,067,720	千葉県子どもの成長応援臨時給付金給付事業費補助金 18,650 千葉県子どもの成長応援臨時給付金給付事務費補助金 2,614
19 繰入金	1,293,451	5,830	1,299,281	財政調整基金繰入金
22 市債	921,570	61,600	983,170	(仮称)総合運動施設交流棟整備事業債
歳入合計	17,586,393	102,654	17,689,047	

イ 歳出(目的別)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	5,937,832	37,864	5,975,696
10 教育費	1,685,801	64,790	1,750,591
歳出合計	17,586,393	102,654	17,689,047

ウ 歳出(性質別)

(単位 千円)

区分	補正前の額	補正額	計
----	-------	-----	---

人件費	3,701,038	△822	3,700,216
扶助費	2,882,270	33,650	2,915,920
物件費	3,454,246	3,416	3,457,662
投資的経費	1,115,125	66,410	1,181,535
普通建設事業費	1,114,640	66,410	1,181,050
単独事業費	438,335	66,410	504,745
歳出合計	17,586,393	102,654	17,689,047

エ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
10-6-2	総合運動施設整備 事業	64,790		61,600		3,190	・(仮称)総合運動施設交流棟整備工事 64,790 千円 (仮称)総合運動施設交流棟について、実施設計による積算の結果、工事費が増額となったため追加する。

【電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金活用事業】

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
3-2-1	子育て世帯生活支 援給付金支給事業 (物価高騰対策)	37,864	35,224			2,640	・システム改修委託料 2,200 千円 ・子育て世帯生活支援給付金(物価高騰対策) 33,650 千円 外 エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担を軽減するため、子育て世帯生活支援給付金を

						支給する。									
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象児童</th> <th>支給対象者</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 17 年 4 月 2 日以後に出生した児童であって、令和 5 年 4 月 30 日（基準日）において本市の住民基本台帳に記録されているもの（千葉県高等学校等新入生臨時給付金の支給対象児童を除く。）</td> <td>対象児童の父母等</td> <td>対象児童 1 人につき 10,000 円 (3,365 人)</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年 5 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日までの間に出生した児童であって、本市の住民基本台帳に記録されているもの（新生児）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象児童	支給対象者	支給額	平成 17 年 4 月 2 日以後に出生した児童であって、令和 5 年 4 月 30 日（基準日）において本市の住民基本台帳に記録されているもの（千葉県高等学校等新入生臨時給付金の支給対象児童を除く。）	対象児童の父母等	対象児童 1 人につき 10,000 円 (3,365 人)	令和 5 年 5 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日までの間に出生した児童であって、本市の住民基本台帳に記録されているもの（新生児）		
対象児童	支給対象者	支給額													
平成 17 年 4 月 2 日以後に出生した児童であって、令和 5 年 4 月 30 日（基準日）において本市の住民基本台帳に記録されているもの（千葉県高等学校等新入生臨時給付金の支給対象児童を除く。）	対象児童の父母等	対象児童 1 人につき 10,000 円 (3,365 人)													
令和 5 年 5 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日までの間に出生した児童であって、本市の住民基本台帳に記録されているもの（新生児）															

(2) 地方債補正

ア 変更

(単位 千円)

起債の目的	限度額		説明
	補正前	補正後	
(仮称) 総合運動施設交流棟整備事業	184,200	245,800	(仮称) 総合運動施設交流棟工事費の増額に伴い、限度額を追加する。

発議案第 8 号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

上記の議案を会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 5 年 6 月 30 日提出

提出者 文教厚生常任委員会

委員長 本吉 正和

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、次代を担う子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月 日

千葉県鴨川市議会

内閣総理大臣	岸田	文雄	殿
財務大臣	鈴木	俊一	殿
文部科学大臣	永岡	桂子	殿
総務大臣	松本	剛明	殿

発議案第9号

国における2024年度教育予算拡充に関する意見書について

上記の議案を会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和5年6月30日提出

提出者 文教厚生常任委員会

委員長 本吉 正和

国における 2024 年度教育予算拡充に関する意見書(案)

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、2024 年度にむけての予算の充実をしていただきたい。

- ・災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
- ・少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- ・安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備にむけ、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・Society 5.0 にむけて、デジタル時代にふさわしい質の高い教育を実現するため、GIGA スクール構想を推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること
など

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 6 月 日

千葉県鴨川市議会

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
財務大臣 鈴木 俊一 殿
文部科学大臣 永岡 桂子 殿
総務大臣 松本 剛明 殿

議案第 30 号

専決処分の承認を求めることについて

鴨川市税条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要すると認め、別紙のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

専決第 1 号

専決処分書

議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、鴨川市税条例の一部を改正する条例の制定について別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第 14 号

鴨川市税条例の一部を改正する条例

鴨川市税条例（平成 17 年鴨川市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 46 条中「第 5 号の 15 様式」の次に「若しくは第 5 号の 15 の 2 様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第 48 条第 1 項及び第 5 項中「第 22 号の 4 様式」の次に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加える。

第 50 条第 1 項中「第 22 号の 4 様式」の次に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には」に改める。

第 98 条第 1 項及び第 5 項並びに第 101 条第 1 項中「第 34 号の 2 の 5 様式」の次に「又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式」を加える。

附則第 8 条第 1 項中「令和 6 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 10 条中「、第 63 条又は第 64 条」を「又は第 63 条」に、「、第 63 条若しくは第 64 条」を「若しくは第 63 条」に改める。

附則第 10 条の 2 第 2 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」に改め、同条第 3 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ハ」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ニ」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号イ」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号ロ」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号ハ」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 29 項」を「附則第 15 条第 28 項」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同条第 15 項を次のように改める。

15 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

附則第 10 条の 3 第 13 項を同条第 14 項とし、同条第 12 項中「附則第 7 条第 13 項」を「附則第 7 条第 17 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 11 項の次に次の 1 項を加える。

12 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 16 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

附則第 15 条の 2 を削り、附則第 15 条の 2 の 2 を附則第 15 条の 2 とし、附則第 15 条の 2 の 3 を附則第 15 条の 2 の 2 とする。

附則第 15 条の 6 第 3 項を削る。

附則第 16 条第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改め、同条第 2 項中「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に、「令和 3 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第 3 項から第 6 項までを削り、同条第 7 項中「附則第 30 条第 7 項」を「附則第 30 条第 3 項」に、「3 輪以上のガソリン軽自動車」を「3 輪以上の法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「2,000 円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900 円」とあるのは「3,500 円」」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 8 項中「附則第 30 条第 8 項」を「附則第 30 条第 4 項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「3,000 円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900 円」とあるのは「5,200 円」」に改め、同項を同条第 4 項とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改める。

附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に改める。

附則第 24 条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の鴨川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 4 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 64 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受け

た場合における当該特例対象資産を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の鴨川市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和 5 年度鴨川市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度鴨川市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 608,043 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,586,393 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,710,178	472,052	2,182,230
	1 国庫負担金	1,104,201	91,168	1,195,369
	2 国庫補助金	598,652	380,884	979,536
16 県支出金		1,044,657	1,799	1,046,456
	2 県補助金	377,783	1,799	379,582
18 寄附金		460,000	60	460,060
	1 寄附金	460,000	60	460,060
19 繰入金		1,165,419	128,032	1,293,451
	2 基金繰入金	1,164,695	128,032	1,292,727
21 諸収入		294,583	4,500	299,083
	4 雑入	200,734	4,500	205,234
22 市債		919,970	1,600	921,570
	1 市債	919,970	1,600	921,570
歳入	合計	16,978,350	608,043	17,586,393

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,742,943	113,744	2,856,687
	1 総務管理費	2,385,042	111,314	2,496,356
	3 戸籍住民基本台帳費	122,596	2,430	125,026
3 民生費		5,790,447	147,385	5,937,832
	1 社会福祉費	3,060,074	144,453	3,204,527
	2 児童福祉費	2,222,231	341	2,222,572
	3 生活保護費	500,631	2,591	503,222
4 衛生費		2,272,382	138,703	2,411,085
	1 保健衛生費	411,284	138,703	549,987
6 農林水産業費		558,885	72,048	630,933
	1 農業費	386,987	59,738	446,725
	3 水産業費	103,398	12,310	115,708
7 商工費		309,035	59,129	368,164
	1 商工費	309,035	59,129	368,164
9 消防費		886,529	154	886,683
	1 消防費	886,529	154	886,683
10 教育費		1,608,921	76,880	1,685,801
	1 教育総務費	191,104	108	191,212

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 社会教育費	205,631	26,018	231,649
	6 保健体育費	844,831	50,754	895,585
歳出	合計	16,978,350	608,043	17,586,393

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	2 清掃費	塵芥収集車費	10,631

第 3 表 債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
旧市民会館解体事業	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	56,984

第4表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中学校施設改修事業	10,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。	11,700	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
計	10,100				11,700			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	1,710,178	472,052	2,182,230
16 県支出金	1,044,657	1,799	1,046,456
18 寄附金	460,000	60	460,060
19 繰入金	1,165,419	128,032	1,293,451
21 諸収入	294,583	4,500	299,083
22 市債	919,970	1,600	921,570
歳入合計	16,978,350	608,043	17,586,393

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	2,742,943	113,744	2,856,687	54,359		4,500	54,885
3 民生費	5,790,447	147,385	5,937,832	144,585			2,800
4 衛生費	2,272,382	138,703	2,411,085	138,703			
6 農林水産業費	558,885	72,048	630,933	60,596			11,452
7 商工費	309,035	59,129	368,164	48,731			10,398
9 消防費	886,529	154	886,683				154
10 教育費	1,608,921	76,880	1,685,801	25,377		60	51,443
歳 出 合 計	16,978,350	608,043	17,586,393	472,351		4,560	131,132

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 衛生費国庫負担金	417	91,168	91,585	1 保健衛生費負担金	91,168	新型コロナワクチン接種事業負担金 91,168
計	1,104,201	91,168	1,195,369			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	219,850	256,036	475,886	1 総務管理費補助金	251,016	マイナポイント事業費補助金 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金	△1,315 252,331
				2 戸籍住民基本台帳費補助金	5,020	マイナンバーカード交付事務費補助金	5,020
2 民生費国庫補助金	273,033	1,549	274,582	2 児童福祉費補助金	297	保育対策総合支援事業費補助金	297
				3 生活保護費補助金	1,252	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	1,252
3 衛生費国庫補助金	2,714	47,535	50,249	2 保健衛生費補助金	47,535	新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金	47,535
6 教育費国庫補助金	11,228	△267	10,961	2 中学校費補助金	△267	学校施設環境改善交付金	△267
8 商工費国庫補助金	0	76,031	76,031	2 商工費補助金	76,031	地域一体となった観光地・観光産業再生・高付加価値化事業補助金	76,031
計	598,652	380,884	979,536				

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

3 衛生費県補助金	39,093	1,767	40,860	1 保健衛生費補助金	1,767	千葉県海岸漂着物地域対策推進事業補助金	1,767
4 農林水産業費県補助金	205,605	32	205,637	1 農業費補助金	32	飼料用米等流通加速化事業補助金	32
計	377,783	1,799	379,582				

(款)18 寄附金

(項)1 寄附金

9 教育費寄附金	0	60	60	1 教育費寄附金	60	教育費寄附金	60
計	460,000	60	460,060				

(款)19 繰入金

(項)2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	493,436	128,032	621,468	1 財政調整基金繰入金	128,032	財政調整基金繰入金	128,032
計	1,164,695	128,032	1,292,727				

(款)21 諸収入

(項)4 雑入

5 雑入	200,732	4,500	205,232	2 雑入	4,500	コミュニティ助成事業助成金	4,500
計	200,734	4,500	205,234				

(款)22 市債

(項)1 市債

8 教育債	199,200	1,600	200,800	2 中学校債	1,600	中学校施設改修事業債	1,600
計	919,970	1,600	921,570				

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明		
				特 定 財 源				区 分	金 額			
				国県支出金	地方債	その他						
6 財産管理費	238,991	105,488	344,479	50,654			54,834	12 委託料	2,436	●財産管理事業 12 委託料 ・廃油処理委託料 ・旧市民会館解体工事監理業務委託料 14 工事請負費 ・旧市民会館解体工事 ●遊休施設活用推進事業 21 補償, 補填及び賠償金 ・排水管等布設替補償	101,308	
								14 工事請負費	98,872			2,436
								21 補償, 補填及び賠償金	4,180			77
10 電子計算費	156,304	1,326	157,630	1,282			44	1 報酬	1,143	●地域情報化推進事業 1 報酬 ・会計年度任用職員報酬 4 共済費 ・会計年度任用職員社会保険料	1,326	
								4 共済費	183			1,143
12 コミュニティ振興費	35,332	2,500	37,832			2,500		18 負担金, 補助及び交付金	2,500	●集会施設等整備支援事業 18 負担金, 補助及び交付金 ・コミュニティ助成事業補助金	2,500	
13 諸費	3,822	2,000	5,822			2,000		18 負担金, 補助及び交付金	2,000	●国際化推進事業 18 負担金, 補助及び交付金 ・マニトワック市民訪問団受入事業補助金	2,000	
計	2,385,042	111,314	2,496,356	51,936		4,500	54,878					

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	122,596	2,430	125,026	2,423			7	1 報酬	1,674	●マイナンバーカード交付事務費 1 報酬 ・会計年度任用職員報酬	2,430
								3 職員手当等	155		
								4 共済費	335		
								8 旅費	236		

								10 需用費	22	3 職員手当等	155
								12 委託料	8	・会計年度任用職員期末手当	155
										4 共済費	335
										・会計年度任用職員社会保険料	335
										8 旅費	236
										・費用弁償	236
										10 需用費	22
										・消耗品費	22
										12 委託料	8
										・会計年度任用職員健康診断委託料	8
計	122,596	2,430	125,026	2,423					7		

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	547,744	144,453	692,197	143,036			1,417	1 報酬	2,993	●社会福祉総務事務費	1,417
								3 職員手当等	1,569	1 報酬	1,247
								4 共済費	323	・会計年度任用職員報酬	1,247
								8 旅費	197	3 職員手当等	97
								10 需用費	300	・会計年度任用職員期末手当	97
								11 役務費	1,430	8 旅費	64
								12 委託料	2,121	・費用弁償	64
								13 使用料及び賃借料	520	12 委託料	9
								18 負担金、補助及び交付金	135,000	・会計年度任用職員健康診断委託料	9
										●電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業	143,036
										1 報酬	1,746
										・会計年度任用職員報酬	1,746
										3 職員手当等	1,472
										・時間外勤務手当	1,339
										・会計年度任用職員期末手当	133
										4 共済費	323
										・会計年度任用職員社会保険料	323
										8 旅費	133

3 民生費

1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> ・費用弁償 133 10 需用費 300 <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 174 ・印刷製本費 126 11 役務費 1,430 <ul style="list-style-type: none"> ・郵便料 918 ・口座振込手数料 512 12 委託料 2,112 <ul style="list-style-type: none"> ・システム改修委託料 2,112 13 使用料及び賃借料 520 <ul style="list-style-type: none"> ・パソコンリース料 405 ・電話借上料 115 18 負担金、補助及び交付金 135,000 <ul style="list-style-type: none"> ・電力・ガス・食料品等価格 高騰重点支援給付金 135,000 	
計	3,060,074	144,453	3,204,527	143,036			1,417			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

5 認定こども園費	695,495	341	695,836	297			44	12 委託料	341	<ul style="list-style-type: none"> ●認定こども園運営事業 341 12 委託料 341 <ul style="list-style-type: none"> ・送迎用バス安全装置設置委託料 341
計	2,222,231	341	2,222,572	297			44			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護総務費	47,345	2,591	49,936	1,252			1,339	11 役務費	85	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護事務費 2,591 11 役務費 85 <ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ用専用回線使用料 85 12 委託料 2,506 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護システム改修業務委託料 2,506
計	500,631	2,591	503,222	1,252			1,339			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2 予防費	116,296	138,703	254,999	138,703					1 報酬	2,662	●新型コロナワクチン予防接種事業 138,703		
									3 職員手当等	2,431		1 報酬	2,662
									4 共済費	506		・鴨川市予防接種健康被害調査委員会委員報酬	168
									8 旅費	172		・会計年度任用職員報酬	2,494
									10 需用費	1,175		3 職員手当等	2,431
									11 役務費	4,152		・時間外勤務手当	2,237
									12 委託料	115,662		・会計年度任用職員期末手当	194
									13 使用料及び賃借料	314		4 共済費	506
									17 備品購入費	95		・会計年度任用職員社会保険料	506
									18 負担金, 補助及び交付金	11,534		8 旅費	172
												・費用弁償	172
												10 需用費	1,175
												・消耗品費	818
												・印刷製本費	357
												11 役務費	4,152
												・郵便料	2,539
												・電話料	214
												・接種費用支払手数料	1,399
		12 委託料	115,662										
		・会計年度任用職員健康診断委託料	16										
		・新型コロナワクチン予防接種委託料	91,168										
		・新型コロナワクチン搬送業務委託料	2,475										
		・新型コロナワクチン接種関連業務委託料	1,082										
		・新型コロナワクチンコールセンター運営業務委託料	18,441										
		・新型コロナワクチン等管理業務委託料	2,480										
		13 使用料及び賃借料	314										
		・複写機使用料	314										

4 衛生費

1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									17 備品購入費 95 ・ワクチン接種用備品費 95 18 負担金, 補助及び交付金 11,534 ・ワクチン個別接種促進事業協力金 11,534	
計	411,284	138,703	549,987	138,703						

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

3 農業振興費	227,705	40,778	268,483	34,299			6,479	10 需用費	10	●農業振興事業 32
								18 負担金, 補助及び交付金	40,768	18 負担金, 補助及び交付金 32 ・飼料用米等流通加速化事業補助金 32 ●農業振興事業(物価高騰対策) 40,746 10 需用費 10 ・消耗品費 10 18 負担金, 補助及び交付金 40,736 ・肥料等価格高騰重点支援金 40,736
4 畜産業費	2,064	18,960	21,024	15,945			3,015	18 負担金, 補助及び交付金	18,960	●畜産業振興事業(物価高騰対策) 18,960 18 負担金, 補助及び交付金 18,960 ・飼料高騰重点支援金 18,960
計	386,987	59,738	446,725	50,244			9,494			

(款) 6 農林水産業費

(項) 3 水産業費

2 水産業振興費	6,930	12,310	19,240	10,352			1,958	10 需用費	10	●水産業振興事業(物価高騰対策) 12,310
								18 負担金, 補助及び交付金	12,300	10 需用費 10 ・消耗品費 10 18 負担金, 補助及び交付金 12,300 ・漁業重点支援金 12,300
計	103,398	12,310	115,708	10,352			1,958			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

2 商工振興費	104,847	57,913	162,760	48,731			9,182	1 報酬	951	●中小企業等経営支援事業（物 価高騰対策） 57,913 1 報酬 951 ・会計年度任用職員報酬 951 3 職員手当等 41 ・会計年度任用職員期末手当 41 4 共済費 184 ・会計年度任用職員社会保険 料 184 8 旅費 57 ・費用弁償 57 10 需用費 24 ・消耗品費 8 ・印刷製本費 16 12 委託料 16 ・会計年度任用職員健康診断 委託料 16 18 負担金，補助及び交付金 56,640 ・中小企業等エネルギー価格 高騰対策支援金 56,640	
								3 職員手当等	41		
								4 共済費	184		
								8 旅費	57		
								10 需用費	24		
								12 委託料	16		
								18 負担金，補助 及び交付金	56,640		
3 観光費	114,682	1,216	115,898				1,216	13 使用料及び賃 借料	555	●観光団体機能強化支援事業 661 18 負担金，補助及び交付金 ・温泉源保護管理施設等補修 事業補助金 661	
								18 負担金，補助 及び交付金	661	●魅力体験広場維持管理事業 555 13 使用料及び賃借料 ・土地借上料 555	
計	309,035	59,129	368,164	48,731			10,398				

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

3 消防施設費	13,980	154	14,134				154	10 需用費	154	●消防施設整備事業 154 10 需用費 154 ・修繕料 154	
計	886,529	154	886,683				154				

(款)10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2 事務局費	189,466	108	189,574				108	21 補償, 補填及び賠償金	108	●外国語教育推進事業 21 補償, 補填及び賠償金 ・賃貸住宅退去時原状回復費	108 108 108
計	191,104	108	191,212				108				

(款)10 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	77,561	61	77,622			60	1	24 積立金	61	●基金積立金(文化振興) 24 積立金 ・文化振興基金積立金	61 61 61
2 公民館費	53,580	25,957	79,537				25,957	12 委託料	25,957	●旧江見小学校跡地活用事業 12 委託料 ・測量委託料 ・地質調査委託料 ・解体設計委託料 ・(仮称)江見公民館基本設計委託料	25,957 25,957 2,332 3,949 7,796 11,880
計	205,631	26,018	231,649			60	25,958				

(款)10 教育費

(項) 6 保健体育費

2 体育施設費	489,138	50,754	539,892	25,377			25,377	12 委託料 14 工事請負費	1,694 49,060	●社会体育施設維持管理費 12 委託料 ・市営芝浜プール解体工事監理業務委託料 14 工事請負費 ・市営芝浜プール解体工事	50,754 1,694 1,694 49,060 49,060
計	844,831	50,754	895,585	25,377			25,377				

給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)				
				年間支給率 (月分)						
補正後	長等	3		20,627	8,974 4.35	190	29,791	4,557	34,348	
	議員	18	73,656		32,409 4.40		106,065	23,368	129,433	
	その他の 特別職	1,099	49,499				49,499		49,499	
	計	1,120	123,155	20,627	41,383	190	185,355	27,925	213,280	
補正前	長等	3		20,627	8,974 4.35	190	29,791	4,557	34,348	
	議員	18	73,656		32,409 4.40		106,065	23,368	129,433	
	その他の 特別職	1,099	49,331				49,331		49,331	
	計	1,120	122,987	20,627	41,383	190	185,187	27,925	213,112	
比較	長等	0		0	0 0.00	0	0	0	0	
	議員	0	0		0 0.00		0	0	0	
	その他の 特別職	0	168				168		168	
	計	0	168	0	0	0	168	0	168	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	367 (367)	328,124	1,483,169	824,945	2,636,238	543,119	3,179,357	
補正前	367 (362)	318,869	1,483,169	820,749	2,622,787	541,588	3,164,375	
比較	0 (5)	9,255	0	4,196	13,451	1,531	14,982	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後		37,572	24,798	4,665	109,930	7,787	535	24,465	344,430	256,603	14,160	0	0
補正前		37,572	24,798	4,665	106,354	7,787	535	24,465	343,810	256,603	14,160	0	0	820,749
比較		0	0	0	3,576	0	0	0	620	0	0	0	0	4,196

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	367 (12)	0	1,483,169	796,246	2,279,415	477,749	2,757,164	
補正前	367 (12)	0	1,483,169	792,670	2,275,839	477,749	2,753,588	
比較	0 (0)	0	0	3,576	3,576	0	3,576	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後	37,572	24,798	4,665	109,930	7,787	535	24,465	315,731	256,603	14,160	0	0	796,246
	補正前	37,572	24,798	4,665	106,354	7,787	535	24,465	315,731	256,603	14,160	0	0	792,670
	比較	0	0	0	3,576	0	0	0	0	0	0	0	0	3,576

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	0 (355)	328,124	0	28,699	356,823	65,370	422,193	
補正前	0 (350)	318,869	0	28,079	346,948	63,839	410,787	
比較	0 (5)	9,255	0	620	9,875	1,531	11,406	

※ () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

区分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	宿日直手当	夜間勤務手当	合計
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	0	0	0	0	0	0	0	28,699	0	0	0	0	28,699
補正前	0	0	0	0	0	0	0	28,079	0	0	0	0	28,079
比較	0	0	0	0	0	0	0	620	0	0	0	0	620

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	4,196	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	4,196	時間外勤務手当の増額等	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
令和 5年5月1日 現在	平均給料月額(円)	331,112	333,997	302,069		319,933	311,400
	平均給与月額(円)	372,095	359,207	331,523		468,319	368,440
	平均年齢月数(歳)	44.0	55.0	41.7		46.7	42.8
令和 5年4月1日 現在	平均給料月額(円)	331,669	333,997	298,694		319,933	311,400
	平均給与月額(円)	375,813	366,702	330,963		442,890	374,251
	平均年齢月数(歳)	43.9	54.9	41.6		46.6	42.7

イ 初任給

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
鴨川市	高校卒	(円) 158,900	(円) 150,100 ~ 169,800	短大卒 (円) 180,700	(円)	短大卒 (円) 173,700	旧中5卒 (円) 175,600
	大学卒	185,200		197,500		191,500	218,600
国	高校卒	154,600	151,900	短大卒 193,000		短大卒 170,500	旧中5卒 169,900
	大学卒	185,200		220,100		191,500	216,000

ウ 級別職員数

区分		行政職給料表適用職員				教育職給料表 適用職員		医療職給料表 (一) 適用職員		医療職給料表 (二) 適用職員		医療職給料表 (三) 適用職員	
		一般行政職		技能労務職		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)								
令和 5年5月1日 現在	8級	5	2.1										
	7級	22	9.0										
	6級	29	11.9										
	5級	70	28.8						2	66.7	1	11.1	
	4級	41	16.9								2	22.2	
	3級	41 (3)	16.9 (100.0)	34	97.1	8	10.8					2	22.2
	2級	20	8.2	1 (5)	2.9 (100.0)	66	89.2			1	33.3	4 (2)	44.5 (100.0)
	1級	15	6.2			(1)	(100.0)						
	計	243 (3)	100.0 (100.0)	35 (5)	100.0 (100.0)	74 (1)	100.0 (100.0)			3	100.0	9 (2)	100.0 (100.0)
令和 5年4月1日 現在	8級	5	2.1										
	7級	22	9.0										
	6級	29	11.9										
	5級	70	28.8						2	66.7	1	11.1	
	4級	41	16.9								2	22.2	
	3級	41 (3)	16.9 (100.0)	34	97.1	8	10.8					2	22.2
	2級	20	8.2	1 (5)	2.9 (100.0)	66	89.2			1	33.3	4 (2)	44.5 (100.0)
	1級	15	6.2			(1)	(100.0)						
	計	243 (3)	100.0 (100.0)	35 (5)	100.0 (100.0)	74 (1)	100.0 (100.0)			3	100.0	9 (2)	100.0 (100.0)

※ () 内は再任用短時間勤務職員の外書き

(級別の基準となる職務)

区分	行政職給料表 適用職員	教育職給料表 適用職員	医療職給料表(一) 適用職員	医療職給料表(二) 適用職員	医療職給料表(三) 適用職員
8級	部長、参事、事務局長、 教育次長				
7級	課長、会計管理者、所長 事務局長、支所長、主幹				
6級	課長補佐、次長				
5級	係長、主査			係長、主査	保健師長、看護師長 係長、主査
4級	副主査			主任技師、主査	看護師長、主任保健師 主任看護師、主査
3級	主任主事、主任技師	園長 係長、主査		技師	主任保健師、主任看護師 保健師、看護師
2級	主事、技師	副園長、主任保育士、保育士 主任保育教諭、保育教諭		技師	保健師、看護師 准看護師
1級	主事、技師	保育士、保育教諭		技師	准看護師

エ 昇給

区分	合計	行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
職員数 (A) (人)	364	243	35	74		3	9
昇給に係る職員数 (B) (人)	292	203	15	63		2	9
号給数別内訳	1号給 (人)						
	2号給 (人)	3	3				
	3号給 (人)	11	7	1	1		2
	4号給 (人)	278	193	14	62	2	7
	5号給 (人)						
	6号給 (人)						
	7号給 (人)						
	8号給 (人)						
比率 (B) / (A) (%)	80.2	83.5	42.9	85.1		66.7	100.0

備考 令和5年4月1日現在

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	2.20 (1.15)	2.20 (1.15)	4.40 (2.30)	有	
補正前	2.20 (1.15)	2.20 (1.15)	4.40 (2.30)	有	
国の制度	2.20 (1.15)	2.20 (1.15)	4.40 (2.30)	有	

※（）内は再任用職員の支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 （月分）	25年勤続の者 （月分）	35年勤続の者 （月分）	最高限度 （月分）	その他の 加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%～20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率 (%) (令和5年5月1日現在)	0.26
支給対象職員の比率 (%) (令和5年5月1日現在)	9.33
代表的な特殊勤務手当の名称	清掃作業等手当

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	異	・ 乗用車等を使用する場合 単価及び支給限度額が国と異なる

議案第 31 号

専決処分の承認を求めることについて

鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要すると認め、別紙のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

専決第 2 号

専決処分書

議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第 15 号

鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鴨川市国民健康保険税条例（平成 17 年鴨川市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「20 万円」を「22 万円」に改め、同項第 2 号中「28 万 5,000 円」を「29 万円」に改め、同項第 3 号中「52 万円」を「53 万 5,000 円」に改める。

第 23 条の 2 中「第 24 条の 2」を「第 24 条の 2 第 1 項」に改める。

第 24 条の 2 第 2 項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第 19 条第 3 項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第 6 項中「第 23 条第 1 項」を「第 23 条」に、「同項」を「同条第 1 項」に改める。

附則第 7 項、第 8 項、第 10 項から第 13 項まで、第 16 項及び第 17 項中「第 23 条第 1 項の」を「第 23 条の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の鴨川市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 32 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 5 年度鴨川市一般会計補正予算（第 1 号）について、緊急を要すると認め、別紙のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

専決第 3 号

専決処分書

議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年度鴨川市一般会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 4 月 26 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

令和5年度鴨川市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度鴨川市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,650千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,978,350千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月26日

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,681,528	28,650	1,710,178
	2 国庫補助金	570,002	28,650	598,652
歳入合計		16,949,700	28,650	16,978,350

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		5,761,797	28,650	5,790,447
	2 児童福祉費	2,193,581	28,650	2,222,231
歳 出	合 計	16,949,700	28,650	16,978,350

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	1,681,528	28,650	1,710,178
歳入合計	16,949,700	28,650	16,978,350

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	5,761,797	28,650	5,790,447	28,650			
歳 出 合 計	16,949,700	28,650	16,978,350	28,650			0

2 歳 入

(款)15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫 補助金	244,383	28,650	273,033	2 児童福祉費補 助金	28,650	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事 業費補助金 16,250 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事 務費補助金 890 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外） 事業費補助金 10,150 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外） 事務費補助金 1,360
計	570,002	28,650	598,652			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総務費	259,405	28,650	288,055	28,650				1 報酬	290	●子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業 17,140 3 職員手当等 120 ・時間外勤務手当 120 10 需用費 95 ・消耗品費 59 ・印刷製本費 36 11 役務費 128 ・郵便料 84 ・口座振込手数料 44 12 委託料 547 ・システム改修委託料 547 18 負担金、補助及び交付金 16,250 ・子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分） 16,250 ●子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）支給事業 11,510 1 報酬 290 ・会計年度任用職員報酬 290 3 職員手当等 140 ・時間外勤務手当 140 4 共済費 47 ・会計年度任用職員社会保険料 47 8 旅費 11 ・費用弁償 11 10 需用費 41 ・消耗品費 5
								3 職員手当等	260	
								4 共済費	47	
								8 旅費	11	
								10 需用費	136	
								11 役務費	245	
								12 委託料	1,261	
								18 負担金、補助及び交付金	26,400	

3 民生費

2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> ・印刷製本費 36 11 役務費 117 <ul style="list-style-type: none"> ・郵便料 84 ・口座振込手数料 33 12 委託料 714 <ul style="list-style-type: none"> ・システム改修委託料 714 18 負担金, 補助及び交付金 10,150 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外) 10,150 	
計	2,193,581	28,650	2,222,231	28,650						

給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	367 (362)	318,869	1,483,169	820,749	2,622,787	541,588	3,164,375	
補正前	367 (362)	318,579	1,483,169	820,489	2,622,237	541,541	3,163,778	
比較	0 0	290	0	260	550	47	597	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後	37,572	24,798	4,665	106,354	7,787	535	24,465	343,810	256,603	14,160	0	0	820,749
	補正前	37,572	24,798	4,665	106,094	7,787	535	24,465	343,810	256,603	14,160	0	0	820,489
	比較	0	0	0	260	0	0	0	0	0	0	0	0	260

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	0 (350)	318,869	0	28,079	346,948	63,839	410,787	
補正前	0 (350)	318,579	0	28,079	346,658	63,792	410,450	
比較	0 0	290	0	0	290	47	337	

※ () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	宿日直手当	夜間勤務手当	合計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職員手当の内訳	補正後	0	0	0	0	0	0	0	28,079	0	0	0	0	28,079
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	28,079	0	0	0	0	28,079
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	260	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	260	時間外勤務手当の増額	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
令和 5年4月1日 現在	平均給料月額(円)	331,669	333,997	298,694		319,933	311,400
	平均給与月額(円)	375,813	366,702	330,963		442,890	374,251
	平均年齢月数(歳)	43.9	54.9	41.6		46.6	42.7
令和 5年2月1日 現在	平均給料月額(円)	329,598	324,662	286,337		288,200	306,733
	平均給与月額(円)	369,196	361,720	317,705		301,349	343,410
	平均年齢月数(歳)	44.3	55.1	42.3		40.0	42.8

イ 初任給

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
鴨川市	高校卒	(円) 158,900	(円) 150,100 ~ 169,800	短大卒 (円) 180,700	(円)	短大卒 (円) 173,700	旧中5卒 (円) 175,600
	大学卒	185,200		197,500		191,500	218,600
国	高校卒	154,600	151,900	短大卒 193,000		短大卒 170,500	旧中5卒 169,900
	大学卒	185,200		220,100		191,500	216,000

ウ 級別職員数

区分		行政職給料表適用職員				教育職給料表 適用職員		医療職給料表 (一) 適用職員		医療職給料表 (二) 適用職員		医療職給料表 (三) 適用職員	
		一般行政職		技能労務職		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)								
令和 5年4月1日 現在	8級	5	2.1										
	7級	22	9.0										
	6級	29	11.9										
	5級	70	28.8						2	66.7	1	11.1	
	4級	41	16.9								2	22.2	
	3級	41 (3)	16.9 (100.0)	34	97.1	8	10.8					2	22.2
	2級	20	8.2	1 (5)	2.9 (100.0)	66	89.2			1	33.3	4 (2)	44.5 (100.0)
	1級	15	6.2			(1)	(100.0)						
	計	243 (3)	100.0 (100.0)	35 (5)	100.0 (100.0)	74 (1)	100.0 (100.0)			3	100.0	9 (2)	100.0 (100.0)
令和 5年2月1日 現在	8級	5	2.0										
	7級	23	9.2										
	6級	29	11.7										
	5級	80	32.1						1	33.3	1	11.1	
	4級	30	12.0								2	22.2	
	3級	39 (3)	15.7 (100.0)	36	97.3	9	12.0			1	33.3	1	11.1
	2級	29	11.7	1 (4)	2.7 (100.0)	66	88.0			1	33.4	5 (1)	55.6 (100.0)
	1級	14	5.6			(1)	(100.0)						
	計	249 (3)	100.0 (100.0)	37 (4)	100.0 (100.0)	75 (1)	100.0 (100.0)			3	100.0	9 (1)	100.0 (100.0)

※ () 内は再任用短時間勤務職員の外書き

(級別の基準となる職務)

区分	行政職給料表 適用職員	教育職給料表 適用職員	医療職給料表(一) 適用職員	医療職給料表(二) 適用職員	医療職給料表(三) 適用職員
8級	部長、参事、事務局長、 教育次長				
7級	課長、会計管理者、所長 事務局長、支所長、主幹				
6級	課長補佐、次長				
5級	係長、主査			係長、主査	保健師長、看護師長 係長、主査
4級	副主査			主任技師、主査	看護師長、主任保健師 主任看護師、主査
3級	主任主事、主任技師	園長 係長、主査		技師	主任保健師、主任看護師 保健師、看護師
2級	主事、技師	副園長、主任保育士、保育士 主任保育教諭、保育教諭		技師	保健師、看護師 准看護師
1級	主事、技師	保育士、保育教諭		技師	准看護師

エ 昇給

区分	合計	行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
職員数 (A) (人)	364	243	35	74		3	9
昇給に係る職員数 (B) (人)	292	203	15	63		2	9
号給数別内訳	1号給 (人)						
	2号給 (人)	3	3				
	3号給 (人)	11	7	1	1		2
	4号給 (人)	278	193	14	62	2	7
	5号給 (人)						
	6号給 (人)						
	7号給 (人)						
	8号給 (人)						
比率 (B) / (A) (%)	80.2	83.5	42.9	85.1		66.7	100.0

備考 令和5年4月1日現在

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	2.20 (1.15)	2.20 (1.15)	4.40 (2.30)	有	
補正前	2.20 (1.15)	2.20 (1.15)	4.40 (2.30)	有	
国の制度	2.20 (1.15)	2.20 (1.15)	4.40 (2.30)	有	

※（）内は再任用職員の支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 （月分）	25年勤続の者 （月分）	35年勤続の者 （月分）	最高限度 （月分）	その他の 加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%～20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率 (%) (令和5年4月1日現在)	0.26
支給対象職員の比率 (%) (令和5年4月1日現在)	7.73
代表的な特殊勤務手当の名称	清掃作業等手当

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	異	・ 乗用車等を使用する場合 単価及び支給限度額が国と異なる

議案第 33 号

鴨川市税条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市税条例の一部を改正する条例

鴨川市税条例（平成 17 年鴨川市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 9 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 38 条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第 41 条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第 44 条第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第 5 項において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第 3 項、第 5 項及び第 6 項中「によって」を「により」に改める。

第 47 条第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 2 項中「通知によって」を「通知により」に、「第 17 条の 2 の規定によって」を「第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第 47 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額

を含む。以下この条及び第 47 条の 5 において同じ。)」を加え、同項第 2 号及び同条第 2 項中「によって」を「により」に改める。

第 47 条の 6 第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 2 項中「方法によって」を「方法により」に、「第 17 条の 2 の規定によって」を「第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第 82 条第 1 号エ中「及び」を「、」に改め、「3 輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 1 項第 13 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第 15 条の 2 第 4 項及び第 16 条の 2 第 3 項中「100 分の 10」を「100 分の 35」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 34 条の 9 第 2 項並びに第 38 条の見出し及び同条第 1 項の改正規定、同条に 1 項を加える改正規定並びに第 41 条、第 44 条、第 47 条、第 47 条の 2 及び第 47 条の 6 の改正規定並びに附則第 15 条の 2 第 4 項及び第 16 条の 2 第 3 項の改正規定並びに次条第 1 項並びに附則第 3 条第 1 項（この条例による改正後の鴨川市税条例（以下「新条例」という。）附則第 16 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。）及び第 2 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(2) 第 36 条の 3 の 2 の改正規定及び次条第 2 項の規定 令和 7 年 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 前条第 1 号に掲げる規定による改正後の鴨川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 36 条の 3 の 2 第 2 項の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき鴨川市税条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 82 条第 1 号エ及び附則第 16 条の 2 第 3 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 5 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 15 条の 2 第 4 項の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第 34 号

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鴨川市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を 「第 6 章 雑則（第 49 条）
附則」 に改める。

第 25 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 6 章 雑則

(電磁的記録)

第 49 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鴨川市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 3 号中「第 25 条」を「第 25 条第 1 項」に改め、同項第 4 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 44 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 35 号

鴨川市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鴨川市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 92 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表鴨川市芝浜プールの項を削る。

第 3 条ただし書を削る。

第 8 条第 1 項中「のうち、芝浜プールを除く施設」を削り、同条第 2 項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 37 号

鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
鴨川市農業委員会委員に次の者を任命する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

- 1 住 所 ○○○○
- 2 氏 名 平野 芳雅
- 3 生年月日 ○○○○

議案第 38 号

鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
鴨川市農業委員会委員に次の者を任命する。

令和5年6月9日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

- 1 住 所 ○○○○
- 2 氏 名 須田 眞司
- 3 生年月日 ○○○○

議案第 39 号

鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
鴨川市農業委員会委員に次の者を任命する。

令和5年6月9日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

- 1 住 所 ○○○○
- 2 氏 名 満田 秀夫
- 3 生年月日 ○○○○

議案第 40 号

鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
鴨川市農業委員会委員に次の者を任命する。

令和5年6月9日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

- 1 住 所 ○○○○
- 2 氏 名 井上 孝雄
- 3 生年月日 ○○○○

議案第 41 号

鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
鴨川市農業委員会委員に次の者を任命する。

令和5年6月9日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

- 1 住 所 ○○○○
- 2 氏 名 永井 豊美
- 3 生年月日 ○○○○

議案第 42 号

鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
鴨川市農業委員会委員に次の者を任命する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

- 1 住 所 ○○○○
- 2 氏 名 中山 勲
- 3 生年月日 ○○○○

議案第 43 号

鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
鴨川市農業委員会委員に次の者を任命する。

令和5年6月9日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

- 1 住 所 ○○○○
- 2 氏 名 長 嵩 俊 夫
- 3 生年月日 ○○○○

議案第 44 号

鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
鴨川市農業委員会委員に次の者を任命する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

- 1 住 所 ○○○○
- 2 氏 名 鈴木 正彦
- 3 生年月日 ○○○○

議案第 45 号

鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
鴨川市農業委員会委員に次の者を任命する。

令和5年6月9日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

- 1 住 所 ○○○○
- 2 氏 名 野村 元数
- 3 生年月日 ○○○○

議案第 46 号

鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
鴨川市農業委員会委員に次の者を任命する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

- 1 住 所 ○○○○
- 2 氏 名 長谷川 喜好
- 3 生年月日 ○○○○

議案第 47 号

鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
鴨川市農業委員会委員に次の者を任命する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

- 1 住 所 ○○○○
- 2 氏 名 石井 秀明
- 3 生年月日 ○○○○

議案第 48 号

鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
鴨川市農業委員会委員に次の者を任命する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

- 1 住 所 ○○○○
- 2 氏 名 高橋 由
- 3 生年月日 ○○○○

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

- 1 住 所 ○○○○
- 2 氏 名 鈴木 昇
- 3 生年月日 ○○○○

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦する。

令和5年6月9日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

- 1 住 所 ○○○○
- 2 氏 名 増田 勝己
- 3 生年月日 ○○○○

報告第 1 号

令和 4 年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

令和 4 年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので報告する。

令和 5 年 6 月 9 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

令和4年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務費	4,916,000	4,667,960	0	4,667,000	0	0	0	960
		窓口業務デジタル化推進事業	20,758,000	20,758,000	0	10,379,000	0	0	0	10,379,000
	4 選挙費	千葉県議会議員選挙費	5,088,000	3,438,600	3,438,600	0	0	0	0	0
4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援事業	37,530,000	36,739,000	0	24,492,000	6,119,000	0	0	6,128,000
		新型コロナワクチン予防接種事業	77,045,000	41,607,325	0	41,607,325	0	0	0	0
6 農林水産業費	1 農業費	農業用ため池・ダム維持管理適正化事業	7,500,000	4,580,000	0	0	0	0	0	4,580,000
	3 水産業費	漁港施設維持管理事業	43,200,000	28,872,000	0	0	14,436,000	10,300,000	2,887,000	1,249,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路橋梁維持補修事業	40,596,000	26,005,000	0	0	0	0	0	26,005,000
		市道整備事業	29,020,000	27,929,000	0	0	0	8,500,000	0	19,429,000
		社会資本整備総合交付金事業	6,523,000	6,523,000	0	2,650,000	0	2,300,000	0	1,573,000
		防災・安全社会資本整備交付金事業	27,500,000	27,500,000	0	12,206,000	0	9,000,000	0	6,294,000

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
		地方創生道整備推進交付金事業	115,800,000	39,078,600	0	16,500,000	0	14,800,000	0	7,778,600
	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	7,896,000	3,842,500	0	0	0	3,500,000	0	342,500
	4 都市計画費	下水路維持管理事業	9,228,000	9,228,000	0	0	0	0	0	9,228,000
10 教育費	6 保健体育費	社会体育施設維持管理費	2,618,000	2,585,000	0	0	0	0	0	2,585,000
		総合運動施設整備事業	11,990,000	11,550,000	0	0	0	11,300,000	0	250,000
合計			447,208,000	294,903,985	3,438,600	112,501,325	20,555,000	59,700,000	2,887,000	95,822,060

令和4年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の付表

(単位 円)

款	項	目	事業名	節	翌年度繰越額	左の財源内訳					
						既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	1 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務費	—	4,667,960	0	4,667,000	0	0	0	960
				12 委託料	4,667,960						
			窓口業務デジタル化推進事業	—	20,758,000	0	10,379,000	0	0	0	10,379,000
				12 委託料	19,636,000						
		13 使用料及び賃借料	1,122,000								
	4 選挙費	6 千葉県議会議員選挙費	千葉県議会議員選挙費	—	3,438,600	3,438,600	0	0	0	0	0
12 委託料				3,438,600							
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	出産・子育て応援事業	—	36,739,000	0	24,492,000	6,119,000	0	0	6,128,000
				1 報酬	2,676,000						
				3 職員手当等	770,000						
				4 共済費	467,000						
				8 旅費	180,000						
				10 需用費	160,000						
				11 役務費	22,000						

(単位 円)

款	項	目	事業名	節	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
						既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
				12 委託料	15,000						
				17 備品購入費	249,000						
				18 負担金、補助 及び交付金	32,200,000						
		2 予防費	新型コロナワクチン予 防接種事業	—	41,607,325	0	41,607,325	0	0	0	0
				1 報酬	994,560						
				3 職員手当等	1,179,936						
				4 共済費	206,828						
				8 旅費	66,340						
				10 需用費	259,934						
				11 役務費	3,108,700						
				12 委託料	35,677,027						
				13 使用料及び賃 借料	114,000						
6 農林水産業 費	1 農業費	5 農地費	農業用ため池・ダム維 持管理適正化事業	—	4,580,000	0	0	0	0	0	4,580,000
				18 負担金、補助 及び交付金	4,580,000						
	3 水産業費	3 漁港管理費	漁港施設維持管理事業	—	28,872,000	0	0	14,436,000	10,300,000	2,887,000	1,249,000
				14 工事請負費	28,872,000						

(単位 円)

款	項	目	事業名	節	翌年度 繰越額	左の財源内訳					一般財源
						既収入 特定財源	未収入特定財源				
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
8 土木費	2 道路橋梁費	2 道路橋梁維持費	道路橋梁維持補修事業	—	26,005,000	0	0	0	0	0	26,005,000
				14 工事請負費	26,005,000						
		3 道路橋梁新設改良費	市道整備事業	—	27,929,000	0	0	0	8,500,000	0	19,429,000
				12 委託料	13,420,000						
				14 工事請負費	9,509,000						
				16 公有財産購入費	5,000,000						
				—	6,523,000	0	2,650,000	0	2,300,000	0	1,573,000
				12 委託料	6,523,000						
		防災・安全社会資本整備交付金事業	—	27,500,000	0	12,206,000	0	9,000,000	0	6,294,000	
			14 工事請負費	27,500,000							
	地方創生道整備推進交付金事業	—	39,078,600	0	16,500,000	0	14,800,000	0	7,778,600		
		14 工事請負費	39,078,600								
	3 河川費	3 河川改修費	急傾斜地崩壊対策事業	—	3,842,500	0	0	0	3,500,000	0	342,500
				18 負担金、補助及び交付金	3,842,500						
	4 都市計画費	3 都市下水路費	下水路維持管理事業	—	9,228,000	0	0	0	0	0	9,228,000
12 委託料				9,228,000							

(単位 円)

款	項	目	事業名	節	翌年度 繰越額	左の財源内訳					一般財源
						既収入 特定財源	未収入特定財源				
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
10 教育費	6 保健体育費	2 体育施設費	社会体育施設維持管理 費	—	2,585,000	0	0	0	0	0	2,585,000
				12 委託料	2,585,000						
			総合運動施設整備事業	—	11,550,000	0	0	0	11,300,000	0	250,000
				12 委託料	11,550,000						
合計					294,903,985	3,438,600	112,501,325	20,555,000	59,700,000	2,887,000	95,822,060

報告第 2 号

令和 4 年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について

令和 4 年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので報告する。

令和 5 年 6 月 9 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

令和4年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	負担金	損益勘定留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良事業費	横渚浄水場自家発電施設設置工事	円 473,000,000	円 0	円 473,000,000	円 364,000,000	円 0	円 109,000,000	円 0	円 0	新型コロナウイルス感染症の影響による人員不足及び半導体不足に伴う部品供給の遅れのため。
		横渚浄水場監視制御設備点検整備工事	9,295,000	0	9,295,000	0	0	9,295,000	0	0	新型コロナウイルス感染症の影響による人員不足及び半導体不足に伴う部品供給の遅れのため。
		金東地区配水管布設替工事	43,890,000	0	43,890,000	24,300,000	0	19,590,000	0	0	配管資材の入手に時間を要したため。
		坂本地区給水ユニット新設工事	10,670,000	0	10,670,000	6,500,000	0	4,170,000	0	0	新たな加圧施設を建設する必要が生じ早期発注をしたため。
		二夕間橋添架配水管布設替工事	6,380,000	0	6,380,000	0	0	6,380,000	0	0	夏の需要期を迎える前に工事完了を目指すために早期発注をしたため。
		高鶴配水場2号配水ポンプ更新工事	4,070,000	0	4,070,000	0	0	4,070,000	0	0	夏の需要期を迎える前に工事完了を目指すために早期発注をしたため。

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
						企業債	負担金	損益勘定 留保資金等			
		花輪橋水管橋 建設に係る測 量業務	円 4,290,000	円 0	円 4,290,000	円 0	円 0	円 4,290,000	円 0	円 0	新たな水管橋を建設す る必要が生じ早期発注 をしたため。
		鴨川市管路管 理システム及 び設備台帳管 理システム構 築業務	158,679,000	102,300,000	56,379,000	0	0	56,379,000	0	0	当該システムの情報と 既存の固定資産台帳の 情報を関連付けさせる ためのデータ整備業務 を追加したため。
合計			710,274,000	102,300,000	607,974,000	394,800,000	0	213,174,000	0	0	

(資料1)

令和5年第2回
鴨川市議会定例会

－ 議案説明資料 －

令和5年6月9日提出

目次

議案番号	議案名	担当課	ページ
議案第30号	専決処分の承認を求めることについて（鴨川市税条例の一部を改正する条例）	企画総務部 税務課	4
議案第31号	専決処分の承認を求めることについて（鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	企画総務部 税務課	19
議案第32号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度鴨川市一般会計補正予算（第1号））	企画総務部 財政課	29
議案第33号	鴨川市税条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 税務課	32
議案第34号	鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 子ども支援課	43
議案第35号	鴨川市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	建設経済部 スポーツ振興課	46
議案第36号	令和5年度鴨川市一般会計補正予算（第2号）	企画総務部 財政課	48
議案第37号	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課	53
議案第38号	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課	
議案第39号	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課	
議案第40号	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課	
議案第41号	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課	
議案第42号	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課	
議案第43号	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課	
議案第44号	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課	
議案第45号	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課	
議案第46号	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課	
議案第47号	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課	
議案第48号	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課	
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	企画総務部 総務課	54
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	企画総務部 総務課	

報告第1号	令和4年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	企画総務部 財政課	55
報告第2号	令和4年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について	水道課	

議案第 30 号

専決処分の承認を求めることについて（鴨川市税条例の一部を改正する条例）

1 提案理由

令和 5 年 3 月 31 日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）により地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部が改正され、同年 4 月 1 日から施行されることとなったことに伴い、鴨川市税条例（平成 17 年鴨川市条例第 48 号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりその承認を求める。

2 内容

（1） 市民税（個人）関係

ア 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を 3 年間延長し、令和 9 年度までの年度分の個人の市民税に適用することとする。

イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を 3 年間延長し、令和 8 年度までの年度分の個人の市民税に適用することとする。

（2） 固定資産税関係

ア わがまち特例（地方税法で定める特例措置の課税標準の軽減の程度を条例で決定することができる地域決定型地方税制特例措置）について、法改正により適用期限の延長が行われたこと等に伴う条文の整備を行う。

イ 令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に一定の大規模修繕工事を行い、その旨を市に申告したマンションに係る固定資産税について、わがまち特例を導入することとし、その特例割合を 3 分の 1 とする。

ウ イの適用を受けるために必要な申告に関する規定を整備する。

（3） 軽自動車税関係

ア 令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に取得した自家用の 3 輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置を廃止する。

イ 種別割に係るグリーン化特例（燃費性能等の優れた軽自動車に軽減税率を適用する特例）について、特例の期限を3年間（25パーセント軽減の対象となる営業用乗用車にあっては、2年間）延長する。

(4) その他

その他条文の整備を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 専決処分日

令和5年3月31日

鴨川市税条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書<u>によって</u>納入しなければならない。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞</p>	<p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式<u>若しくは第5号の15の2様式</u>又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書<u>により</u>納入しなければならない。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれら</p>

なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～4 略

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る

なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2～4 略

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税

不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 略

額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

2 略

附 則

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについ

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

2 略

附 則

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについ

てやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)

第10条の2 略

- 2 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 3 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 4 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 7 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 8 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定す

てやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)

第10条の2 略

- 2 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 3 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 4 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 7 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 8 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定す

<p>る条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第26項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第26項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第26項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第29項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 略</p> <p>15 <u>法附則第64条</u>に規定する条例で定める割合は、零とする。</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2～11 略</p> <p>(新設)</p>	<p>る条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第28項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 略</p> <p>15 <u>法附則第15条の9の3第1項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2～11 略</p> <p>12 <u>法附則第15条の9の3第1項</u>に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個</p>
---	--

<p>12 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p>13 略</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</u></p> <p>第 15 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号（同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。）に掲げる 3 輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該 3 輪以上の軽自動</p>	<p><u>人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>当該工事が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>当該工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p>13 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 17 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則附則第 7 条第 17 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p>14 略</p> <p>(削る)</p>
---	---

車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

第15条の2の2 略

第15条の2の3 略

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の6 略

2 略

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の

4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4

第15条の2 略

第15条の2の2 略

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の6 略

2 略

（削る）

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4

月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち 3 輪以上のものに対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	2,000 円
第 2 号ア(ウ) a	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
第 2 号ア(ウ) b	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

4 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

(削る)

(削る)

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(削る)

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(削る)

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対す

31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第 30 条第 8 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第 16 条の 2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車の前条第 2 項から第 8 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

る第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「2,000 円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900 円」とあるのは「3,500 円」とする。

4 法附則第 30 条第 4 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「3,000 円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900 円」とあるのは「5,200 円」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第 16 条の 2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車の前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第 24 条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第 5 条第 4 項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第 1 項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第 60 条第 4 項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第 314 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第 34 条の 7 の規定を適用する。

第 24 条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号）第 5 条第 4 項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第 1 項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第 60 条第 4 項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第 314 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第 34 条の 7 の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の鴨川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 4 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 64 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の鴨川市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 31 号

専決処分の承認を求めることについて（鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

1 提案理由

令和 5 年 3 月 31 日に公布された地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 132 号）が同年 4 月 1 日から施行されることとなったことに伴い、鴨川市国民健康保険税条例（平成 17 年鴨川市条例第 114 号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりその承認を求める。

2 内容

- (1) 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 20 万円から 22 万円に引き上げる。
- (2) 国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に係る被保険者等 1 人につき加算すべき金額を 28 万 5,000 円から 29 万円に、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に係る被保険者等 1 人につき加算すべき金額を 52 万円から 53 万 5,000 円に引き上げる。
- (3) その他条文の整備を行う。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

4 専決処分日

令和 5 年 3 月 31 日

鴨川市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正前	改正後
-----	-----

(課税額)

第2条 略

2 略

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 20万円 を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、20万円 とする。

4 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 20万円 を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被

(課税額)

第2条 略

2 略

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 22万円 を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、22万円 とする。

4 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 22万円 を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被

保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～エ 略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 略

2 略

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額

保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～エ 略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 略

2 略

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2第1項において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当す

によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第24条の2 略

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。

附 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によ

る金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第24条の2 略

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。

附 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によ

って計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110 万円」とあるのは「125 万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 2 第 5 項の配当所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第 23 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法

って計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110 万円」とあるのは「125 万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 2 第 5 項の配当所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第 23 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条

第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額 (」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額 (」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 23 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 23 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲

第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額 (」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額 (」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 23 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 23 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲

渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定

渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定

同一世帯所属者が法附則第 33 条の 3 第 5 項の事業所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第 23 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用

同一世帯所属者が法附則第 33 条の 3 第 5 項の事業所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第 23 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の

利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の鴨川市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 32 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度鴨川市一般会計補正予算（第 1 号））

1 提案理由

令和 5 年度鴨川市一般会計予算について、低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するための予算等を措置する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりその承認を求める。

2 内容

(1) 歳入歳出補正

ア 歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
15 国庫支出金	1,681,528	28,650	1,710,178	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業費補助金 16,250 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）事業費補助金 10,150 外
歳入合計	16,949,700	28,650	16,978,350	

イ 歳出（目的別）

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	5,761,797	28,650	5,790,447
歳出合計	16,949,700	28,650	16,978,350

ウ 歳出（性質別）

(単位 千円)

区分	補正前の額	補正額	計
人件費	3,685,291	597	3,685,888
扶助費	2,855,529	26,400	2,881,929

物件費	3,144,907	1,653	3,146,560
歳出合計	16,949,700	28,650	16,978,350

エ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
3-2-1	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業	17,140	28,650				<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）16,250千円 外 ・子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）10,150千円 外 <p>食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、特別給付金を支給する。</p> <p>1 ひとり親世帯</p> <p>(1) 支給対象者</p> <p>ア 令和5年3月分の児童扶養手当の支給対象者（申請不要）</p> <p>イ 公的年金等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。）</p> <p>ウ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者</p> <p>(2) 支給額 児童1人につき5万円（325人）</p>
	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）支給事業	11,510					

						<p>2 ひとり親世帯以外</p> <p>(1) 支給対象者</p> <p>ア 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の世帯分)」の受給者(申請不要)</p> <p>イ 対象児童(令和5年3月31日時点で18歳未満(障害児については20歳未満)の子※)の養育者であって、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税相当の収入となったもの</p> <p>※ 令和5年4月以降令和6年2月末までに生まれる子も対象とする。</p> <p>(2) 支給額 児童1人につき5万円(203人)</p>
--	--	--	--	--	--	---

3 専決処分日

令和5年4月26日

議案第 33 号

鴨川市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和 5 年 3 月 31 日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）により地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部が改正され、同年 7 月 1 日から施行されること等に伴い、鴨川市税条例（平成 17 年鴨川市条例第 48 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1）市民税（個人）関係

ア 森林環境税の導入に伴い、次の改正を行う。

（ア） 配当割額又は株式等譲渡所得割額に 5 分の 3 を乗じて得た金額を所得割の額から控除した場合に当該所得割の額から控除することができなかつた金額があるときの当該金額の充当先に森林環境税を加える。

（イ） 森林環境税は、個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収することとする。

（ウ） 納税通知書に記載すべき各納期の納付額の算定の基礎となる額に森林環境税額を加える。

（エ） 個人の市民税の納税義務者から特別徴収の方法により徴収する額に森林環境税額を加える。

イ 給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その申告書に記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載した申告書を提出することができることとする。

（2）軽自動車税関係

ア 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の改正等により新たに定義された特定小型原動機付自転車の種別割の税率を 2,000 円とする。

イ 自動車製作者等の不正行為に起因し軽自動車税の環境性能割又は種別割に納付不足額が発生した場合の当該自動車製作者等が納付すべき軽自動車税の環境性能割又は種別割の額について、当該納付不足額に当該納付不足額に 100 分の 35（現行 100 分の 10）を乗じて得た額を加算した額とする。

（3）その他

その他条文の整備を行う。

3 施行期日

令和5年7月1日。ただし、上記2の(1)ア及び(2)イについては令和6年1月1日、(1)イについては令和7年1月1日

鴨川市税条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の<u>同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 略</p> <p>(新設)</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の<u>前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 略</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がそ</p>

の年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるもの

3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるもの

をいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

2 略

(新設)

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支

をいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法等)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 略

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支

払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)・(2) 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)・(2) 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超え

4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるも

るものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第 47 条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第 40 条第 1 項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第 321 条の 6 第 1 項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第 17 条の 2 の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

のがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第 47 条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第 40 条第 1 項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第 321 条の 6 第 1 項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第 47 条の 2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第 321 条の 7 の 2 第 1 項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢 65 歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第 44 条第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第 47 条の 5 において同じ。）の 2 分の 1 に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) 略

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第 40 条第 1 項の納期のうち当該年度の初日からその日の属

第 47 条の 2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第 321 条の 7 の 2 第 1 項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢 65 歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第 47 条の 5 において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第 44 条第 1 項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第 47 条の 5 において同じ。）の 2 分の 1 に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) 略

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第 40 条第 1 項の納期のうち当該年度の初日からその日の属

する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託した

(種別割の税率)

第 82 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ 略

エ 3 輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2 以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が 0.5 メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が 0.5 メートル以下の 3 輪のものを除く。)で、総排気量が 0.02 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.25 キロワットを超えるもの 年額 3,700 円

(2)・(3) 略

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第 15 条の 2 略

2・3 略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第 16 条の 2 略

ものとみなす。

(種別割の税率)

第 82 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ 略

エ 3 輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2 以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が 0.5 メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が 0.5 メートル以下の 3 輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号)第 1 条第 1 項第 13 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が 0.02 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.25 キロワットを超えるもの 年額 3,700 円

(2)・(3) 略

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第 15 条の 2 略

2・3 略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第 16 条の 2 略

2 略	2 略
3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに <u>100分の10</u> の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに <u>100分の35</u> の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（この条例による改正後の鴨川市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の鴨川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき鴨川市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第 34 号

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和 5 年 3 月 31 日に公布されたこども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 5 年厚生労働省令第 48 号）により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部が改正され、同年 4 月 1 日から施行されたこと、同年 3 月 31 日に公布されたこども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 33 号）により特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部が改正され、同年 4 月 1 日から施行されたこと等に伴い、鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鴨川市条例第 15 号）及び鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鴨川市条例第 16 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

次の条例について、保育所における保育に関する指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移行したこと等に伴う条文の整備を行う。

- (1) 鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例【第 1 条】
- (2) 鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例【第 2 条】

3 施行期日

公布の日

【第 1 条】 鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
-----	-----

<p>目次 略</p> <p><u>附則</u> (保育の内容)</p> <p>第 25 条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>目次 略</p> <p><u>第 6 章 雑則（第 49 条）</u></p> <p><u>附則</u> (保育の内容)</p> <p>第 25 条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p><u>第 6 章 雑則</u> <u>（電磁的記録）</u></p> <p><u>第 49 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p>
--	---

【第 2 条】 鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、</p>

当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 25 条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 略

（特定地域型保育の取扱方針）

第 44 条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 略

（特定地域型保育の取扱方針）

第 44 条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 35 号

鴨川市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

鴨川市芝浜プールを廃止するため、鴨川市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 92 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

鴨川市芝浜プールを廃止する。

3 施行期日

令和 5 年 7 月 1 日

鴨川市社会体育施設の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後																								
(名称及び位置)	(名称及び位置)																								
第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>鴨川市大川面運動広場</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>鴨川市芝浜プール</td> <td>鴨川市横渚 808 番地 54</td> </tr> <tr> <td>鴨川市大山庭球場</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		鴨川市大川面運動広場	略	鴨川市芝浜プール	鴨川市横渚 808 番地 54	鴨川市大山庭球場	略	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>鴨川市大川面運動広場</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(削る)</td> </tr> <tr> <td>鴨川市大山庭球場</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		鴨川市大川面運動広場	略	(削る)		鴨川市大山庭球場	略	略	
名称	位置																								
略																									
鴨川市大川面運動広場	略																								
鴨川市芝浜プール	鴨川市横渚 808 番地 54																								
鴨川市大山庭球場	略																								
略																									
名称	位置																								
略																									
鴨川市大川面運動広場	略																								
(削る)																									
鴨川市大山庭球場	略																								
略																									
(利用できる者)	(利用できる者)																								

<p>第3条 体育施設を利用できる者は、次に掲げる者とする。<u>ただし、鴨川市芝浜プール（以下「芝浜プール」という。）については、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) 略 (使用料)</p> <p>第8条 体育施設のうち、芝浜プールを除く施設の使用料は、無料とする。</p> <p><u>2 芝浜プールを利用しようとする者は、入場1回につき次の使用料を納付しなければならない。ただし、3歳未満児については、無料とする。</u></p> <p>(1) 中学生以下 200円 (2) 前号以外の者 300円</p>	<p>第3条 体育施設を利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) 略 (使用料)</p> <p>第8条 体育施設の使用料は、無料とする。 (削る)</p>
---	--

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

議案第 36 号

令和 5 年度鴨川市一般会計補正予算（第 2 号）

1 提案理由

令和 5 年度鴨川市一般会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 2 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
15 国庫支出金	1,710,178	472,052	2,182,230	新型コロナワクチン接種事業負担金 91,168 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金 252,331 地域一体となった観光地・観光産業再生・高付加価値化事業補助金 76,031 外
16 県支出金	1,044,657	1,799	1,046,456	千葉県海岸漂着物地域対策推進事業補助金 1,767 飼料用米等流通加速化事業補助金 32
18 寄附金	460,000	60	460,060	教育費寄附金
19 繰入金	1,165,419	128,032	1,293,451	財政調整基金繰入金
21 諸収入	294,583	4,500	299,083	コミュニティ助成事業助成金
22 市債	919,970	1,600	921,570	中学校施設改修事業債
歳入合計	16,978,350	608,043	17,586,393	

イ 歳出（目的別）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	2,742,943	113,744	2,856,687

3 民生費	5,790,447	147,385	5,937,832
4 衛生費	2,272,382	138,703	2,411,085
6 農林水産業費	558,885	72,048	630,933
7 商工費	309,035	59,129	368,164
9 消防費	886,529	154	886,683
10 教育費	1,608,921	76,880	1,685,801
歳出合計	16,978,350	608,043	17,586,393

ウ 歳出（性質別）

（単位 千円）

区分	補正前の額	補正額	計
人件費	3,685,888	15,150	3,701,038
扶助費	2,881,929	341	2,882,270
物件費	3,146,560	307,686	3,454,246
維持補修費	120,544	154	120,698
補助費等	1,818,714	284,651	2,103,365
積立金	569,299	61	569,360
歳出合計	16,978,350	608,043	17,586,393

エ 主要事業

（単位 千円）

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
2-1-6	財産管理事業	101,308	50,654			50,654	<ul style="list-style-type: none"> ・旧市民会館解体工事監理業務委託料 2,359 千円 ・旧市民会館解体工事 98,872 千円 外 老朽化により危険な状態にある旧市民会館の施設を除却

							して安全性を確保するとともに、観光地としての景観を改善し、魅力向上を図る。 【債務負担行為】 期間 令和5年度～令和6年度 限度額 56,984千円
	遊休施設活用推進事業	4,180				4,180	・排水管等布設替補償 4,180千円 旧太海小学校跡地活用事業として旅館施設の建築を進める過程で、排水路の一つが使用できないことが判明したことから、既に旅館施設の一部として布設していた排水管の一部移転等の布設替え費用について補償する。
2-1-13	国際化推進事業	2,000				2,000	・マニトワック市民訪問団受入事業補助金 2,000千円 米国ウィスコンシン州マニトワック市との姉妹都市提携30周年を記念して、鴨川市国際交流協会が行うマニトワック市民訪問団受入事業に対して補助する。
3-2-5	認定こども園運営事業	341	297			44	・送迎用バス安全装置設置委託料 341千円 通園時における園児の安全管理の徹底を図るため、江見認定こども園及び天津小湊認定こども園の通園バスに置き去り防止装置等を設置する。
4-1-2	新型コロナワクチン予防接種事業	138,703	138,703				・新型コロナワクチン予防接種委託料 91,168千円 外 新型コロナワクチンの接種期間が令和6年3月末まで延長されたことにより、感染拡大の防止及び重症化予防を目的として、引き続き接種を実施する。
10-5-2	旧江見小学校跡地活用事業	25,957				25,957	・(仮称)江見公民館基本設計委託料 11,880千円 外 旧江見小学校跡地活用の推進に当たり、鴨川市公民館等再

							編方針に基づき、江見地区における公民館等の集約・複合化のための集中的な施設整備を図る。
10-6-2	社会体育施設維持管理費	50,754	25,377			25,377	<ul style="list-style-type: none"> ・市営芝浜プール解体工事監理業務委託料 1,694 千円 ・市営芝浜プール解体工事 49,060 千円 <p>老朽化により平成 27 年度から休止している芝浜プールについて、旧市民会館解体工事に合わせて解体工事を実施する。</p>

【電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金活用事業】

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
3-1-1	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業	143,036	143,036				<ul style="list-style-type: none"> ・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 135,000 千円 外 <p>コロナ禍においてエネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯を支援するため、住民税非課税世帯に対し、3万円の給付金を支給する。</p>
6-1-3	農業振興事業（物価高騰対策）	40,746	34,267			6,479	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料等価格高騰重点支援金 40,736 千円 外 <p>コロナ禍においてエネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている農林業者に対し、支援金を交付する。</p>
6-1-4	畜産業振興事業（物価高騰対策）	18,960	15,945			3,015	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料高騰重点支援金 18,960 千円 <p>コロナ禍においてエネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている畜産業者に対し、支援金を交付する。</p>
6-3-2	水産業振興事業（物価高騰対策）	12,310	10,352			1,958	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業重点支援金 12,300 千円 外 <p>コロナ禍においてエネルギー・食料品等の物価高騰の影響</p>

							を受けている漁業者に対し、支援金を交付する。
7-1-2	中小企業等経営支援事業（物価高騰対策）	57,913	48,731			9,182	・中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金 56,640 千円 外 コロナ禍においてエネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている中小企業者及び個人事業主に対し、支援金を交付する。

(2) 繰越明許費

(単位 千円)

款項	事業名	金額	説明
4-2	塵芥収集車費	10,631	塵芥収集車1台の購入について、半導体部品の供給不足等により年度内の納車が困難となったことから、購入費等を令和6年度に繰り越して使用する。

(3) 債務負担行為補正

ア 追加

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
旧市民会館解体事業	自 令和5年度 至 令和6年度	56,984	工期を令和6年5月まで見込むことから、工事監理業務等の委託料及び工事請負費について、債務負担行為を追加する。

(4) 地方債補正

ア 変更

(単位 千円)

起債の目的	限度額		説明
	補正前	補正後	
中学校施設改修事業	10,100	11,700	鴨川中学校及び安房東中学校の空調設備整備に係る学校施設環境改善交付金の減額及び起債事業区分の変更に伴い限度額を変更する。

議案第 37 号～議案第 48 号

鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

1 提案理由

鴨川市農業委員会委員の任期が令和 5 年 8 月 10 日をもって満了することに伴い、次の者を適任者として認め任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

2 任命する者

	住所	氏名	生年月日	認定農業者等又はこれらに準ずる者の該当の有無	備考
議案第 37 号	〇〇〇〇	平野 芳雅	〇〇〇〇		新規
議案第 38 号	〇〇〇〇	須田 眞司	〇〇〇〇		新規
議案第 39 号	〇〇〇〇	満田 秀夫	〇〇〇〇	認定農業者等に準ずる者	新規
議案第 40 号	〇〇〇〇	井上 孝雄	〇〇〇〇		新規
議案第 41 号	〇〇〇〇	永井 豊美	〇〇〇〇	認定農業者等に準ずる者	継続
議案第 42 号	〇〇〇〇	中山 勲	〇〇〇〇		新規
議案第 43 号	〇〇〇〇	長瀧 俊夫	〇〇〇〇	認定農業者等	継続
議案第 44 号	〇〇〇〇	鈴木 正彦	〇〇〇〇		継続
議案第 45 号	〇〇〇〇	野村 元数	〇〇〇〇		新規
議案第 46 号	〇〇〇〇	長谷川 喜好	〇〇〇〇		新規
議案第 47 号	〇〇〇〇	石井 秀明	〇〇〇〇		新規
議案第 48 号	〇〇〇〇	高橋 由	〇〇〇〇		継続

諮問第1号・諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

1 提案理由

人権擁護委員、増田勝己氏及び岡野英貴氏の任期が令和5年9月30日をもって満了することに伴い、次の者を適任者と認め推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

2 推薦する者

	住所	氏名	生年月日	備考
諮問第1号	〇〇〇〇	鈴木 昇	〇〇〇〇	新規
諮問第2号	〇〇〇〇	増田 勝己	〇〇〇〇	継続

報告第1号

令和4年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

1 報告理由

令和4年度鴨川市一般会計予算に係る繰越明許費について、この計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

報告第2号

令和4年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について

1 報告理由

令和4年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書を調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。